

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-9)

政策分野名	農業・農村における6次産業化の推進	公表時期	平成23年11月
担当部局名	食料産業局(経営局、農村振興局) 〔 食料産業局再生可能エネルギーグループ/企画課/新事業創出課/産業連携課/輸出促進グループ/バイオマス循環資源課/食品小売サービス課/食品製造卸売課/経営局就農・女性課/農村振興局農村政策部中山間地域振興課/農村振興局整備部農村整備官 〕	政策評価体系上の位置付け	農村の振興
政策の概要	人口減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により、農村が疲弊の一途をたどっている中、新たな付加価値を創造し農村地域における雇用と所得の確保を図り、農村の活力の再生・活性化を図ることが重要となっている。 このため、農業者の加工、販売分野への進出や農村に由来する資源の活用等を促進する「農業・農村の6次産業化 ^(注1) 」を推進する。		
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 1 (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 2 (2) 農業・農村の6次産業化等による所得の増大 3 (1) 農業・農村の6次産業化 4 (1) ④ 知的財産の保護活用 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 (4) 観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～ エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 第2節 1 再生可能エネルギー ^(注2) の導入拡大 ・2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。 ・バイオ燃料については、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。 バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定) 第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理(平成23年7月29日エネルギー・環境会議) (2)中期(2020年を目指して) ・2020年までを目途として、分散型のエネルギーシステムの普及促進に取り組む。 (OECD)記念行事の菅総理スピーチ(平成23年5月25日) ・2020年代のできるだけ早い時期に、再生可能エネルギーの割合を総発電電力の20%を超える水準とする。	評価実施予定時期	平成24年度

施策(1)		農業者による加工・販売分野への進出等の取組の促進									
目標①		農村地域における雇用と所得の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア-1) 農業者の経営の多角化による雇用数	平成23年度から調査	—	前年度より増加	各年度	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	人口減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により、農村が疲弊の一途をたどっている中、その活力の再生・活性化を図るために、「農業・農村の6次産業化」により、付加価値を向上させ、雇用と所得を確保することが有効な施策である。このため、以下の8つの指標について、「農村地域における雇用と所得の確保」を目標として設定した。 農業者の6次産業化の取組の効果を図るものとして、6次産業化に取り組む農業者の雇用者数が前年度に比べて増加したかを指標とした。 23年12月に実施予定の調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
(ア-2) 農業者の経営の多角化による事業収入	平成23年度から調査	—	前年度より増加	各年度	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	農業者の6次産業化の取組の効果を図るものとして、6次産業化により取り組む農業者の年間事業収入が前年度に比べて増加したかを指標とした。 23年12月に実施予定の調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
(イ) 6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数	350件	23年度	1000件	27年度	350件	513件	675件	838件	1000件	6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数については、農林漁業者の所得の向上と地域の雇用の確保の観点から、効果が高い取組である4形態(①加工、②加工・直売、③加工・直売・レストラン、④直売)について、主な5種の作目(①野菜、②果物、③穀類、④畜産物、⑤水産物・林産物)で実施することで、6次産業化に取り組む農業者にとって身近な取組として6次産業化に対する認知度が増し、結果として、自ら取組が進んでいくという考えから、5年間で1,000件と設定した(4形態×5作物×47都道府県+その他の形態・作目の取組)。 また、第1回認定件数が244件であったことを踏まえ、今後2回の認定において、1回あたり各都道府県1件の設定は見込めるため、23年度の認定件数の目標を350件と設定した。24年度以降の目標については、23年度の目標値と最終年度の目標値の差(年間約163件)を各年度に上乗せして設定した。	
(ウ) 農商工等連携事業の計画認定数	370件	21年度	500件	24年度	457件	500件	—	—	—	—	中小企業者と農林漁業者が連携し行う事業活動を促進し、中小企業の経営の向上・農林漁業経営の改善を図ることを目的として、農商工等連携促進法が成立(20年5月)した際に、「5年間で500件の優良事例(農商工等連携事業計画)を創出すること」としたところである。500件については、一都道府県で10件程度を目安として数字を設定したところである。21年度までに認定した370件と最終年度の目標である500件の差の130件(年間約44件)を各年度に上乗せし、目標値を設定した。

(エ) 6次産業の市場規模	1兆円	22年度	3兆円	27年度	—	—	—	—	3兆円	<p>6次産業の市場規模については、10年後に、農林水産業と同程度の10兆円規模(国内生産額)の市場育成を目指すこととしており、そのために5年間で現行(1兆円)の3倍(3兆円)に拡大することを目標として設定した。</p> <p>この目標の達成に向けて、従来の6次産業化に対する支援と併せて、農林漁業成長産業化ファンド(仮称)による成長資本の提供とハンズオンの一体的なサポートを推進する予定である。</p> <p>ファンドによる成長資本の提供は、長期的な取組に資するものであり、その効果の発現には一定の期間を要することから、年度ごとの目標値は設定していない。また、市場規模は、27年度に基準値の3倍程度の増加としているが、その後、資本提供効果の発現に伴い、加速度的に市場規模が広がるものと想定している。</p> <p>なお、6次産業の市場規模については、直接販売、加工、輸出、農家レストラン等、各分野の統計データを積み上げて算出している。</p>
(オ) 地域ブランドの取組主体数	135件	21年度	276件	28年度	175件	195件	216件	236件	256件	<p>地域ブランドの取組主体数は、「食と農林水産業の地域ブランド協議会」(19年11月設置)の会員数のうち地域ブランド取組主体・生産者団体の数により把握することとし、協議会設置から10年目となる28年度末までに、21年度末現在の市町村数1,727の16% (※)にあたる276団体とすることを目標とした。</p> <p>目標値を達成するため、毎年一定割合で、取組主体数を増加させることとし、23年度末の目標値は175とした。</p> <p>(※)イノベーションの普及過程において、普及率は、16%を超えると急激に上昇するとされている(ロジャースの理論より)。</p>
(カ) 農林水産物・食品の輸出額	4454億円	21年	1兆円水準	29年	—	—	—	—	—	<p>「新成長戦略」(22年6月18日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出額を29年までに1兆円水準を目指すとの目標を設定して取り組んできたところである。しかし、原発事故を受け、「日本再生のための戦略に向けて」(23年8月5日閣議決定)において、目標達成時期の取り扱い及び輸出戦略について検討を行うこととなっている。</p> <p>「年度ごとの目標値」については、長期にわたる戦略的な取組が求められるため、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。</p>
(キ) 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	2.7年	21年度	2.3年	26年度	2.54年	2.46年	2.38年	2.3年	—	<p>植物新品種の品種登録に係る平均審査期間を短縮することは、優れた新品種を早期に利用することにつながることから、指標として設定した。目標値は、「新たな農林水産省知的財産戦略」(22年3月1日農林水産省策定)に基づき、26年度末までに2.3年とした。</p> <p>目標値を達成するため、毎年一定割合で審査期間を短縮することとし、23年度の目標値は、2.54年とした。</p>

施策(2)		農村に由来する資源の活用促進									
目標①		農村に由来する資源を活用した新産業の創出									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 国産バイオ燃料の生産量	—	—	50,000kl	23年度	50,000kl	—	—	—	—	—	<p>新たな成長産業の育成の場として農村に雇用と所得を生み出すとともに、環境面でも温室効果ガスの排出抑制等に積極的な役割を果たすため、農村に由来する資源である未利用バイオマスや再生可能エネルギー等の利活用の推進が重要であることから、以下の5つの指標について、「農村に由来する資源を活用した新産業の創出」を目標として設定とした。</p> <p>国産バイオ燃料の大幅な生産拡大について、実現に向けた工程表をとりまとめ、19年2月に農林水産大臣から内閣総理大臣に報告。23年度に、規格外農産物等の安価な原料を用いて、単年度5万キロワットの生産を目指すこととしていることから目標値に設定した。</p>
(イ) 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合	9%	2009年度	20%	2020年代初頭	—	—	—	—	—	—	<p>東日本大震災に伴う福島第1原発事故等を契機として、エネルギーシステムを見直し、再生可能エネルギーの導入によって自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めることが喫緊の課題。一方、農山漁村には太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力といった未利用の資源が豊富に存在するものの、活用が十分に進んでいない状況。</p> <p>このことを踏まえ、現在9%程度(大規模水力発電を除くと1%)の再生可能エネルギー電気の発電量を加速的に拡大することを目指して、目標数値を設定した。</p> <p>現在、エネルギー・環境会議において、革新的エネルギー環境戦略の策定に向けて検討を行っており、それらの議論を踏まえ、追加的に測定指標を設定することとした。</p>
(ウ) 六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定	—	—	10件	各年度	10件	10件	10件	10件	10件	10件	<p>研究開発・成果利用事業は、六次産業化法基本方針において「ア農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発」又は「イ新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発」又は「ア又はイの利用」とされているところであり、農林水産業・農山漁村に由来する資源を活用した新産業の創出につながるものであることから、その認定数を指標として設定した。</p>

(エ) 新事業創出に携わる人材の育成数	—	—	480人	26年度	60人	140人	140人	140人	—	農林水産業・農山漁村に由来する資源を活用した新産業の創出に向けて、不可欠な新技術の発掘から実用化までを先導できる人材が不足していることから、そのような人材の育成数を指標として設定した。 実績値の把握に当たり、新事業創出人材育成プログラムは、4科目(①1・2・3次産業基本論、②経営・マーケティング基本論、③6次産業化実践論、④新事業創出実践論)から構成され、各科目90分×15回という充実した内容となっていることから、本プログラムの受講者数を、新事業創出に携わる人材の育成数とみなすこととする。
(オ) 地域食材を5割以上活用した創作料理の売上高	—	—	6.8億円	27年度	—	0.7億円	2.0億円	4.1億円	6.8億円	地域の食材を活用した創作料理の市場規模に関する統計資料は存在しないが、地域の食材を5割以上活用した創作料理は地域の点としての存在にとどまっている。こうした中、22年度から食文化活用・創造事業において地域の食材を5割以上活用した創作料理の開発等に係る取組に対して支援を実施している。これらの取組により、観光客の増加や、農林水産物の新たな価値付け等、地域の農林水産業・農山漁村の活性化・高付加価値化につながることから指標として設定した。 年度ごとの目標値については、22年度の事業実施地区における24年度売り上げ目標(0.7億円)を基に、今後、商品の周知や提供店の拡大等の段階を経るに伴い、売上高が一定数ずつ増加することや、事業実施地区数についても、一定数ずつ増加することを見込んで設定した。 なお、事業実施地区における売り上げ目標については、商品開発から販売まで一定期間要することから、事業開始から2年目の目標値を設定することとしている。

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

	指標(ア-1)	把握の方法	23年度より実施する「農業・農村6次産業化総合調査」(農林水産省統計部)により把握。
		達成度合の判定方法	評価に当たっては、前年を上回るかどうかを基本としつつ、景気等の動向を踏まえ総合的に判断する。 (注)平成23年12月に実施予定の調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
	指標(ア-2)	把握の方法	23年度より実施する「農業・農村6次産業化総合調査」(農林水産省統計部)により把握。
		達成度合の判定方法	評価に当たっては、前年を上回るかどうかを基本としつつ、景気等の動向を踏まえ総合的に判断する。 (注)平成23年12月に実施予定の調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
	指標(イ)	把握の方法	地方農政局等からの聞き取りにより把握。
		達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)÷(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(1)	目標①	指標(ウ)	把握の方法	地方農政局等からの聞き取りにより把握。		
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満		
		指標(エ)	把握の方法	22年度の基準値については、農産物地産地消等実態調査及び農業経営統計調査等により把握する。23年度以降については、「農業・農村6次産業化総合調査」(農林水産省統計部)により把握する予定。		
			達成度合の判定方法	6次産業の市場規模について、市場規模の増減の要因分析、成長している分野の傾向分析から、6次産業に取り組む農林漁業者等の経営改革や新商品開発・販売開拓への支援等が6次産業の市場規模の拡大に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。		
		指標(オ)	把握の方法	「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の会員数のうち、地域ブランド取組主体・生産者団体の数(当該年度末現在)により把握。		
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満		
		指標(カ)	把握の方法	財務省公表の貿易統計による農林水産物・食品の輸出額(確定値)により把握。		
			達成度合の判定方法	農林水産物等の輸出品目中の主な品目の輸出額増減の要因分析、輸出実績が増加している国・地域の傾向分析から、輸出環境の整備、品目別の戦略的な取組、農林水産物等の輸出に取り組む意欲ある農林漁業者に対する支援が、輸出の促進に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。		
		指標(キ)	把握の方法	当該年度中に処理(登録、拒絶、取下等)された品種の申請から処理までに要した審査機関の平均により把握。		
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満		
		施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施主体からの実績報告等から実績値を把握。
					達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
指標(イ)	把握の方法			エネルギーに関する年次報告(資源エネルギー庁)により把握。		
	達成度合の判定方法			評価に当たっては、日本全体における発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合の増加度合いを基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギーの導入実績や効果等を総合的に分析し、判定する。		
指標(ウ)	把握の方法			各年度における六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定数により把握。		
	達成度合の判定方法			達成度合=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満		

	指標(エ)	把握の方法	新事業創出人材育成事業により開発する人材育成プログラムの講義を受講した人数とする。
		達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値)/(当該年度の目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	指標(オ)	把握の方法	食文化活用・創造事業の実施地区の売上高調査により把握。
		達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 農業・農村の6次産業化	<p>農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農村に由来する農産物、バイオマスや農村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業の産業を結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促すもの。</p>
注2 再生可能エネルギー	<p>国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章によれば、「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいい、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」とされている(出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書」(2010)) このうち、「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とされている。 再生可能エネルギー源:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等</p>

政策手段一覧（政策分野名：9. 農業・農村における6次産業化の推進）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況/<減収見込額> 下段：(執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	—	—	—	(2)-①-(イ)	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けることによりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(2)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法) (平成22年)	—	—	—	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ) (2)-①-(ウ)	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置を講ずることにより、農村地域における雇用と所得の確保及び農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(3)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法) (平成20年)	—	—	—	(1)-①-(ウ)	中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(4)	種苗法 (平成10年)	—	—	—	(1)-①-(オ) (1)-①-(キ)	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図る。 この法律の適正な執行により、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(5)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	(2)-①-(ア)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するため、原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し支援措置を講じる。 この法律の適正な執行により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(6)	6次産業総合推進委託事業 (平成23年度) (主)	—	—	668	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ)	サポート体制確保により農林漁業者等の6次産業化を支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(7)	6次産業総合推進事業 (平成23年度) (主)	—	—	899	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ)	新商品開発支援等により農林漁業者等の6次産業化を支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(8)	6次産業化推進整備事業(農商工 等連携タイプ) (平成22年度) (主、関連:政策分野3)	—	915 (688)	677	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ) (1)-①-(エ)	中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(9)	6次産業化推進整備事業(農業主 導タイプ) (平成22年度) (主)	—	315 (260)	565	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ)	6次産業化法人(農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人等をいう。)が加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備を支援。また、連携法人(6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等をいう。)が上記の取組と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備についても支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(10)	6次産業化推進整備事業(地産地 消タイプ) (平成23年度) (主、関連政策分野2、19)	—	—	305	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ)	地産地消の活動に必要な直売施設、農林水産物処理加工施設、地域食材供給施設、農林水産物集出荷貯蔵施設等の整備に対して支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(11)	知的財産戦略・ブランド化総合事業 (平成22年度) (主)	—	275 (260)	196	(1)-①-(オ) (2)-①-(オ)	地元食材を用いた料理に係る知的財産権の取得、海外での商標出願の監視等を支援。 この支援措置により、農村地域における雇用と所得の確保及び農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(12)	輸出倍増プロジェクト事業 (平成22年度) (主)	—	1,292 (1,084)	1,229	(1)-①-(カ)	海外における国際見本市へのジャパン・パビリオンの出展、日本国内における輸出セミナー、国内外における商談会等の開催、アンテナショップの開設や輸出を支援する様々な事業者等の取組へのサポートを通じて、農林水産物等の輸出に取り組む農林漁業者等を支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(13)	輸出農産物等放射能検査対応事業 (平成23年度) (主)	—	—	1次補正:156 2次補正:52	(1)-①-(カ)	都道府県及び民間検査機関に対する放射能測定機器導入への支援を行うとともに、輸出が大きく減少した国に対して日本産農林水産物・食品のイメージを回復するためのPR活動を実施することにより、震災後の輸出の落ち込みを回復し、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(14)	東アジア植物品種保護基盤等強化事業 (平成22年度) (主)	—	96 (85)	76	(1)-①-(キ)	我が国の種苗の権利が保護されるよう、東アジア各国の制度整備を促進する。 この取組を実施することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(15)	独立行政法人種苗管理センターの運営に要する経費 (平成13年度) (主)	3,142 (3,139)	2,824 (2,822)	2,765	(1)-①-(キ)	独立行政法人種苗管理センターが、法律に基づき行う業務(①植物新品種の登録に必要な栽培試験及び育成者権の侵害対策、②農作物の種苗の検査、③ばれいしょ及びさとうきびの原原種の生産、配布等)の実施に必要な運営費交付金及び施設整備費を交付。 この取組を実施することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(16)	食品産業環境対策支援事業 (平成19年度) (主、関連:政策分野3、19)	1,466 (1,325)	329 (235)	221	—	食品関連事業者の食品ロス削減及びCO2排出削減に向けた具体的方策の検討等を行うとともに、食品廃棄物の新規用途に向けた技術改良、フードバンク活動の取組、食品リサイクル・ループの構築等を推進することにより、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(17)	東アジア食品産業海外展開支援事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野3)	—	204 (188)	155	—	我が国食品産業の投資・事業展開を促進するため、アジア各国の食品・投資関連法規制や原料農産物の調達等に関する情報収集・提供、国内の食品技術を現地に適用する際の技術改良等の取組を支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(18)	卸売市場機能強化対策事業 (平成23年度) (主、関連:政策分野3)	—	—	86	—	卸売市場の機能強化を図るため、市場関係者が一体となり経営戦略的な視点から経営展望を策定する取組や、卸売市場における加工・調製、磁場製品の流通、低温管理施設の導入効果等の検証、コールドチェーン体制の整備を支援する。 これらの取組を実施することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(19)	高齢化社会に対応した豊かな食生活創造事業 (平成23年度) (主、関連:政策分野3)	—	—	20	—	安定的な高齢者向け加工食品の提供に向けたガイドラインの策定や食料品へのアクセス困難度を客観的に推計するための指標の実用化に向けた取組を実施する。 これらの取組を実施することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(20)	食品産業品質管理・信頼性向上支援事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野1、3)	—	328 (319)	277	—	食品産業における品質管理の向上やコンプライアンスの徹底等を通じた消費者の信頼の向上を図るため、以下の事業を実施する。 ①中小規模層の食品製造事業者を対象としたHACCP手法の導入、現場責任者・指導者養成及び一般的衛生管理の徹底に向けた各種研修会を開催するとともに、低コストでHACCPを導入する手法の構築等の取組を支援 ②食品事業者のコンプライアンス確立のための研修等の開催等の取組の支援 ③食品産業事業者の自主的な原料原産地表示の取組の支援 これらの取組により、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(21)	大豆安定供給確保支援事業 (平成23年度) (主、関連:政策分野3)	—	—	25	—	実需者に対して安定的に大豆を供給するため、輸入大豆の調達先の多角化及び諸外国における大豆安定供給の取組の調査を支援する。 これらの支援措置を通じて、大豆実需者への輸入大豆の安定供給が図られることにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(22)	バイオマス地域利活用総合対策 (平成18年度) (主、関連政策分野19)	15,423 (8,607)	8,361 (6,935)	5,729	(2)-①-(ア)	農山漁村に賦存する稲わらやせん定枝等のバイオマスを、燃料や製品等として利活用するための取組を推進するため、以下の事業を実施。 ①地域が主体的に行うバイオマス利活用計画の策定やバイオマス利活用施設の整備等の取組を支援 ②バイオマスの利活用に取り組み市町村等を対象に技術情報の提供や研修等の事業を実施 ③バイオエタノール及びバイオディーゼル燃料の原料調達から燃料供給までの取組並びに稲わら等のソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造するための技術を確認する技術実証等の取組について支援する。 これらの取組を実施することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(23)	緑と水の環境技術革命プロジェクト 事業 (平成22年度) (主、関連政策分野19)	—	162 (155)	1,786	(2)-①-(ウ)	「緑と水の環境技術革命総合戦略」に基づき新技術の試行・試作等を支援。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(24)	農村地域資源等利活用支援事業 (平成21年度) (関連: 政策分野11、19)	1,642 (651)	1,548 (986)	990	(2)-①-(イ)	農村地域における小水力等の利活用を積極的に支援することにより、農業水利施設の適切な機能発揮を図るとともに、農村地域の新たな価値の創出や活性化の促進が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(25)	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金 (平成19年度) (関連: 政策分野6、7、10、11、12、 13、14、17)	40,829の内数 (38,485の内数)	31,579の内数 (29,662の内数)	18,357の内数	(2)-①-(イ)	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を支援することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(26)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連: 政策分野6、7、11、12、17、 19)	—	77,994の内数 (77,851の内数)	25,669の内数	(2)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援により農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/ <減収見込額> 下段: (執行額)/ (<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(27)	東日本大震災農業生産対策交付金 (関連: 政策分野2、5)	—	—	1次補正: 34,134の内数	(2)-①-(イ)	被災地等における農業生産復興のため、農業関連施設(乾燥調製貯蔵施設、鳥獣被害防止施設、農業研修教育施設、バイオマス・小水力等の再生可能エネルギー供給施設等)の整備や農業機械等のリース方式による導入等を支援することにより農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(28)	新事業創出人材育成事業 (平成22年度) (主)	—	38 (38)	84	(2)-①-(エ)	農林水産分野における新事業の創出に携わる人材を育成するため、人材育成プログラムの開発等を実施する。 この取組を実施することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(29)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度) (関連: 政策分野3)	—	—	—	(1)-①-(ウ)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))を講ずることにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(30)	6次産業化に係る資金 (平成22年度)	—	—	—	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ)	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通するほか、6次産業化法案の認定者及び認定農業者の経営改善に必要な短期運転資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農村地域における雇用と所得の確保に寄与。
(31)	農商工等連携促進法に係る特例措置 ・事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度 [所得税・法人税: 租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12] (平成20年度)	<29> (<0>)	<29> (<1>)	—	(1)-①-(ウ) (1)-①-(エ)	農商工等連携促進法の認定計画に基づき取得する機械装置等の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を措置することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(32)	エネルギー需給構造改革推進税制(バイオマスエタノール製造設備)[所得税・法人税] (平成18年度)	<45> (<45>)	<176> (<176>)	—	(2)-①-(ア)	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(33)	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備) [所得税・法人税] (平成23年度)	—	—	<1,569>	(2)-①-(ア)	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(34)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税: 租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	<4,000> (<4,500>)	<19,500> (<19,900>)	11月以降把握 予定 (経済産業省 主管のため)	(2)-①-(ア)	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(35)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税: 地方税法附則第15条第42項] (平成20年度)	<56> (<45>)	<35> (<31>)	<45>	(2)-①-(ア)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(36)	試験研究を行った場合の特別税額 控除制度 (研究開発促進税制) [所得税・法人税: 租税特別措置法 第10条、第42条の4、第68条の9] [住民税: 地方税法附則第8条] (昭和42年度)	<2,056> (<2,649>)	<2,402> (<2,857>)	<2,739>	(2)-①-(ウ)	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を支出した年度の所得 税額又は法人税額から控除 I 試験研究費の総額の8~10%の額を税額控除 II 産学官連携の共同研究・委託研究を行った場 合、特別試験研究費の12%の額から I の税額控除 割合を差し引いた割合を乗じた額を税額控除 III 中小企業者等については試験研究費の額の 12%を税額控除 IV 試験研究費が増加した場合の税額控除 これらの支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出 に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。